

[事案 28-81] 保険種類変更請求

・平成 28 年 12 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

終身保険を契約したが、個人年金保険だと思って契約したものであることを理由に、年金の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 3 月に契約した終身保険について、60 歳から年間 300 万円の年金が 10 年間受領できる年金保険だと思って契約したものであり、終身保険を契約する意思はなかったため、本件契約は無効であり、自分が意図したとおりの年金を支払ってほしい。または、本件契約が有効であるとしても、本件契約を自分の当初意図したとおりの年金保険に変更してほしい。

<保険会社の主張>

最初から終身保険しか案内しておらず、年金保険に加入したいという希望は聞いたことがないことなどから、本件契約は有効であり、申立人の希望する年金の支払いには応じられず、本件契約の年金保険への変更にも応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本件契約の内容を誤解していたと認めることは困難であること、仮に誤解していたとしても重大な過失があること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。